

朝日町農業委員を 募集します！

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の選出方法がこれまでの選挙制及び選任制から、市町村長による任命制に変更されたことに伴い、農業委員を募集します。

1 募集人数

11人（うち中立委員1名を含む）

※中立委員とは農業委員会の属する事項に関し利害関係を有しない者（農地を所有しておらずかつ耕作していない者）



2 任用期間

平成29年7月20日から平成32年7月19日まで

3 資格要件

農業委員の候補者として推薦を受ける者又は募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で次に掲げる資格要件を全て満たしている者とする。

- 町内に住所を有する満20歳以上の者であること
- 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる者でないこと
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるもののほか、農業委員会委員と兼職を禁止されている職にある者でないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと
- 町の職員でないこと

※推薦にかかる資格要件

- 個人からの推薦に当たっては、本町の農家台帳に登載されている農業者であること
- 団体からの推薦に当たっては、農業者が組織する団体、その他農業に関係する団体であること

4 募集期間

平成29年3月1日（水）～3月31日（金）